

民生児童委員・主任児童委員は

地域における相談・支援のボランティアです。

このたびの一斉改選によって、297名の民生児童委員・主任児童委員が選任されました。
平成16年12月1日～平成19年11月30日までの間、「住民の立場に立った相談・支援者」として重要な役割を担います。

民生児童委員とは

民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員・主任児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。

常に、地域の実情を把握し、相談や生活支援などの活動に取り組んでいます。住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるように、行政機関等と協力し、住民福祉の窓口となります。

厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年間です。

主任児童委員とは

児童の福祉に関することを専門的に担当する民生児童委員です。
児童相談所など児童福祉関係の機

関と地域の担当民生児童委員等との連絡調整を行ったり、子どもを産み育てるための環境づくりをめざした活動を行う際にはその中心的役割を果たします。

悩みごとがある場合には

家族や生活、健康上のことなどについては、お住まいの地域を担当する委員にお気軽にご相談ください。ブライバシーや基本的人権を尊重しながら、親身になって相談相手となり、解決への糸口を探します。

職務を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重して秘密を守り、差別的または優先的な取り扱いをすることはありません。

さまざまな相談や指導を行うことができるよう委員を対象に定期的に研修会等も開催されています。

地域みんなで子どもを守ろう

未来を担う子どもたちの健やかな成長のため、よりよい環境をつくることは、社会全体の大きな課題となっています。

しかし、現在子どもを狙った痛ましい犯罪や児童虐待が多発するなど、環境や地域社会は必ずしも安全とはいえません。

また、子どもたちの成長の基盤である家庭・学校・地域社会での養育機能の低下が指摘され、いじめ・非行・不登校・子育て不安など、子どもや家庭に対するきめ細やかな相談・援助活動に対するニーズがますます高まっています。

民生児童委員と主任児童委員は、さまざまな機関と連携しながら、多様化するこれらの諸問題に取り組み、社会環境の変化によって生じる児童



▲民生児童委員と主任児童委員は地域ぐるみの子育てを支援しています。

問題を個々の家庭の問題でなく社会全体の問題ととらえて、その解決のための支援を行っています。

子どもや子育てに関して、「困ったことが起きた」という場合は、お気軽にご相談ください。